

中国税務速報

2013年9月20日

●1 「増値税ゼロ税率の課税サービスの税金還付（免除）管理弁法」の公告

国家税務総局は8月7日付で「「増値税ゼロ税率の課税サービスの税金還付（免除）管理弁法」の公告」（国家税務総局公告「2013」第47号）を公布しました。

当公告では、ゼロ税率の課税サービスである国際運輸サービス、研究開発サービス・設計サービスに関わる輸出増値税免除・控除・還付に関する申告・計算などの手続きが明確にされました。

また、2013年8月1日より施行されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12368844.html>

●2 上海自由貿易試験区の設立が国務院に承認

国務院は8月半ば頃、正式に上海自由貿易試験区の設立を承認しました。

試験区は外高橋保税区、外高橋保税物流園区、洋山保税港区、浦東空港綜合保税区の合計4箇所の保税区をカバーし、区内の企業に対して金融・サービス貿易などの分野の開放が進んでいくと見られています。

その後、8月26日に開催された人民代表大会第4次会議では、区内の外資投資企業の設立・変更申請において「外資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」を3年間に渡って適用しないとされ、8月30日に開催された同会議では、さらに、外資企業について設立、合併分割、経営期間審査、合弁企業について設立、経営期間延長、解散、中外合作企業について設立、契約・定款の重要項目変更審査、権利義務の譲渡、経営期間延長、委託経営管理審査の11項目の審査・許可を届出制に変更しました。

また、当該政策の施行は2013年10月1日と明確にされました。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201308/20130800262548.shtml>

http://www.gov.cn/jrzq/2013-08/26/content_2474306.htm

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-08/31/content_1805118.htm

●3 「中西部外資目録（2013年修正版）」の執行中の関連問題の公告

税関総署は8月20日付で「税関総署公告2013年第50号」を公布し、「中西部外資目録（2013年修正版）」の執行中の事項を明確にしました。公告では、2013年6月10日以降に承認された2013年版目録に掲載されている外商投資プロジェクト（増資プロジェクトも含める）について、奨励類外商投資プロジェクトの輸入税収優遇政策を享受することができます。

プロジェクトに関連する自社用設備及びその部品は税関総署公告2008年第103号の関連規定に基づき、関税の徴収が免除されます。

ただし、輸入増値税は引き続き徴税の対象となっています。

2013年6月9日より以前に2008年版目録に基づき審査・承認を行った外商投資プロジェクトである場合、プロジェクトに関連する自社用設備及びその部品は税関総署公告2008年第103号の関連規定に基づき執行されますが、ただし関連するプロジェクトを有する企業は2014年6月30日までに、投資主管部門が発行する「プロジェクト確認書」などの関連資料を持参の上、税関で減免税届出手続きを行う必要があります。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info444591.htm>

●4 広東省における保稅監督管理業務に関する通達

稅關總署は2013年9月2日付で、稅關總署公告「2013」51号を公布し、広東省における加工貿易契約の届出（変更）手続き、広東省外の加工、国内販売などに関する事項を明確にしました。

当該通達により、広東省の企業が稅關に加工貿易契約届出（変更）手続きを行う際に、従来とおりに、「加工貿易業務批准証」、「聯網監督管理企業加工貿易業務批准証」及び変更証明を提出する必要はなくなり、広東省外の加工貿易業務を展開する際に、經營企業及び加工企業が広東省内の企業である場合、「加工貿易業務批准証」を提出する必要もなくなります。一方、広東省内の經營記号が加工貿易貨物の国内販売を申請する際に、稅關に「加工貿易保稅輸入部品国内販売批准証」を提出する必要もなくなりました。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info444884.htm>

●5 運輸代理業増値稅納稅者の証憑発行について

シンセン市國家稅務局は2013年9月3日付で「運輸代理業増値稅納稅者の証憑発行に関する問題の通知」を公布しました。

当該通知により、下記の条件に合致する立替の船運賃は立替費用と見なされ、價格外費用として課稅売上を含めて増値稅を計算する必要はありません。

1. 運輸会社の領收書が直接仕入者に発行されること。
2. 運輸代理会社がその領收書を仕入者に渡すこと。

また、運輸代理会社がその立替費用の金額を運輸代理の領收書に記載し、仕入者に発行してはならないことも明確されました。

当該規定は2013年9月1日より施行されることとなります。

http://www.szgs.gov.cn/internet/zwgk200802/zwgkzxxx/t20130905_347515.htm

●6 創業投資企業課稅所得控除に関する管理規定

上海市地方稅務局は2013年8月9日付で、「「創業投資企業課稅所得控除」事項の管理規定の修正に関する通知」（滬地稅所「2013」82号）を公布しました。

当該通知により、創業投資企業が課稅所得控除の資格の認定を受ける際に「創業投資企業課稅所得額控除資格届出（取消）申請表」、上海市發展改革委の発行した届出承認（取消）通知のコピー或いは蘇州工業園区有限パートナーシップ創業投資企業の資本金監査報告及び江蘇省發展委の発行した届出承認（取消）通知のコピーを提出する必要があるとされています。

また、通知には、創業投資企業の事前届出類及び事後提出類の事項も明確にされました。

http://www.csj.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/qysds/201308/t20130816_404282.html